

離婚・別居

行政窓口・弁護士への説明文書の
書き方マニュアル

SAMPLE



離婚・別居
編

【私とオリザチャンネルについて】

私は20年以上、オリザ・リサーチサービスという名称で探偵業を続けています。

調査の現場では、普通の浮気や単純なトラブルではなく、感情の波や行動パターンに特徴がある方を対象とすることが圧倒的に多くありました。

依頼者の方からはよく、

- ・ 「専門家から精神的な傾向があると指摘されている」
- ・ 「感情の波が激しく、言動が読めない」

といった説明を受けます。

調査を通して強く感じたのは、

浮気・DV・モラハラ・虐待などを繰り返す人には、共通する“パターン”がある ということです。

こういった事例を依頼者に伝えたり、YouTube「オリザチャンネル」で共有する中で、

「冊子として読みたい」

「マニュアル化してほしい」

という声が増え、本冊子を作ることにしました。

この冊子は2022年に作ったものを加筆修正したver.2.0といえます。

【著作権について】

本冊子の著作権は「探偵事務所オリザ・リサーチサービス」に帰属します。

許可なき複製・転載・流用・転売・公開を禁じます。

お問い合わせ：

探偵事務所 オリザ・リサーチサービス

動画での視聴は YouTube 「オリザチャンネル」へ

お問い合わせ、ご相談はこちらから

【はじめに】

この冊子で説明する「説明文書の作り方」は、

- 市役所の女性相談
- DV センター
- 法テラス
- 弁護士相談
- 警察相談

など、あらゆる“公的相談”で必ず役に立つもの です。

DV・虐待・モラハラ・不倫などで離婚を考える人は多く、

そのために弁護士に相談しても、

- 話がまとまっていない
- 事実と感情が混ざっている
- 重要な出来事が抜けている

などにより、本来の問題が伝わらない ケースが少なくありません。

異常な相手の行動や言動は、普通の人や専門家であっても理解が難しいものです。

そのうえ相談者が焦って一気に話してしまうと、ますます伝わらなくなります。

だからこそ、

事実を整理して“伝わる形”にする説明文書が必要 なのです。

【目次】

1. 説明文書を作る意味

- ・ 全体の流れ
- ・ 事実の説明
- ・ 最終目標の設定
- ・ 裁判資料の「下書き」になる

2. 相談時間で伝えるために

- ① 分かりやすい説明とは
- ② 分かりにくい説明とは
- ③ 時系列表を作る

3. 最後に

「分かってもらう努力」の大切さ

1. 説明文書を作る

自分に起きている問題をうまく説明できない人、

そして、その説明を正しく受け取れない弁護士がいます。

弁護士は「すべて聞いてストーリーを作ってくれる」と思っていませんか？

それは違います。

弁護士が書くのは

裁判所に提出する“裁判用文書”です。

その材料となる「出来事の全体像」を書くのは 相談者の役割 です。

整理されていない話は、どれほど優秀な弁護士でも把握できません。

相談でよくあるのが、

- 思いついた順に話す
- 感情が先に出る
- 途中で思い出したことを挟む
- 終わった後で「言い忘れた」と気づく

これでは複雑な状況は理解できません。

弁護士は多くの案件を抱えています。

あなたのためだけに何時間も話を聞いてくれるわけではありません。

だからこそ、

説明文書を用意し、“伝える準備”をして相談に行く必要がある のです。